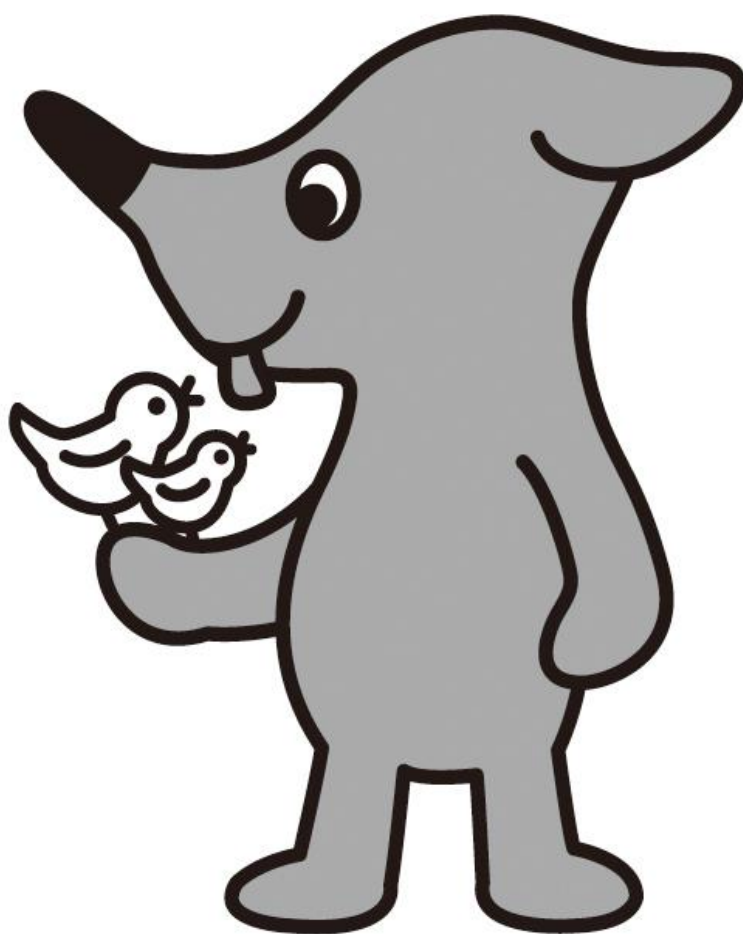


里親措置費の手引き



令和6年度版
千葉県健康福祉部児童家庭課
社会的養護推進室

里親措置費一覧表

費目の種類	経費の使途	区分等	乳 児	園 幼 児 稚	小 学 生	中 学 生	高 校 生	特 別 支 援 学 校 高 等 部
①受託支度費	新たに受託した際に必要な経費	児童一人当たり	◎	◎	◎	◎	◎	◎
②里親手当	養育里親	児童一人当たり	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	専門里親	児童一人当たり	◎	◎	◎	◎	◎	◎
③一般生活費	その児童の日常生活に必要な経常的経費	乳児分	◎					
		一般分		◎	◎	◎	◎	◎
④幼稚園費	その児童の幼稚園就園に必要な経費	幼稚園児		○				
	(入学金、保育料、制服等の実費から、施設等利用給付等自治体からの給付金を控除した額)							
⑤教育費 (義務教育諸学校及び特別 支援学校高等部在学児)	(ア)その児童の義務教育に必要な学用品費、 習い事に係る費用及び学習に用いるスマート フォン等の通信端末の購入・利用に係る費用	小学生			◎			
		中学生・ 特別支援学校高等部				◎		◎
	(イ)教材費	小学生・中学生・ 特別支援学校高等部			○	○		○
	(ウ)通学のための交通費	小学生・中学生・ 特別支援学校高等部			○	○		○
	(エ)部活動費	小学生・中学生・ 特別支援学校高等部			○	○		○
	(オ)学習塾費	中学生				○		
	(カ)その児童の特別支援学校高等部入学に必 要な学用品費	特別支援学校高等部 第1学年						○
	(キ)資格取得又は講習等の受講	特別支援学校高等部 第3学年						○
⑥学習指導費	その児童の学習指導及びスポーツ活動に係る 経費	小学生・中学生			◎	◎		
⑦学校給食費	その児童の学校給食に必要な経費	小学生・中学生・ 特別支援学校高等部			○	○		○
⑧見学旅行費	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿 泊費等	小学校第6学年			○			
		中学校第3学年				○		
		高等学校・特別支援学校高 等部第3学年					○	○
⑨夏季等特別行事費	学校、教育委員会が行う児童全員が参加する 行事費	小学生・中学生			○	○		
⑩入進学支度金	その児童の入進学に際し必要な学用品等の購 入費	小学校第1学年			○			
		中学校第1学年				○		
⑪特別育成費	(ア)その児童の高等学校における学校教育に 必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科 書代、学用品等の教材学習費、習い事に係る 費用及び学習に用いるスマートフォン等の通信 端末の購入・利用に係る費用	(a)公立					○	
		私立					○	
		(b)入学時					○	
	(イ)通学のための交通費	高校生					○	
	(ウ)就職又は進学に役立つ資格取得又は講習 等の受講	義務教育終了児童					○	
	(エ)学習塾等を利用した場合にかかる経費						○	○
	(オ)個別学習支援を受けた場合にかかる経費 (特別な配慮を必要とする入所児童)	児童一人当たり (中学生・高校生等)				○	○	○
	(カ)大学等受験に係る経費	児童一人当たり (高校生)					○	○
⑫期末一時扶助費	その児童の年末における被服等の購入費	児童一人当たり	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑬就職支度費	その児童の就職に際し必要な寝具類、被服等 の購入等	措置解除されることになった 児童一人当たり	該 当 児 童					
		(特別基準加算)	該 当 児 童					
⑭大学進学等自立生活支度 費	その児童の大学等への進学に際し必要な学用 品及び参考図書類の購入費等	措置解除されることになった 児童一人当たり	該 当 児 童					
		(特別基準加算)	該 当 児 童					
⑮職業補導費	その児童が義務教育終了後職業補導機関に通 う際の交通費・教科書代	交通費(定期券月額)	該 当 児 童					
		教科書代等	該 当 児 童					
⑯冷暖房費	その児童の冷暖房に必要な経費	児童一人当たり	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑰里親委託児童通院費	里親委託する児童が通院する際に必要な経費 (専門里親)	児童一人当たり	該 当 児 童					
	里親委託する児童が通院する際に必要な経費 (専門里親以外)	児童一人当たり	該 当 児 童					
⑱防災対策費	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購 入にかかる費用	1回限り/年度	該 当 児 童					
医療費		児童一人当たり	該 当 児 童					

◎の費目については、請求の必要はありません。

里親委託児童に係る経費（措置費、医療費等）の請求方法について

1 措置費

（１）措置費の概要

- ・措置費とは、児童福祉法に基づく措置に伴う経費であり、「里親が行う養育に関する最低基準を維持するために要する必要な経費」です。
 - ※ 措置停止期間中は支給できません。
- ・国の見直し等により、対象となる経費の内容や支給額の改定が行われます。

（２）措置費の請求方法

① 必要書類の提出

- ・各費目の請求様式は、巻末に掲載しています。該当ページをプリントして使用してください。また、請求書の他に、添付書類（領収書・証明書類）の必要なものがあります。添付書類等に不足がありますと、支払うことができませんのでご注意ください。
- ・修正液、修正テープ、消すことのできるボールペンは使用しないでください。
- ・学校長、幼稚園長、学習塾長により証明された証明書を、里親の印で訂正しないでください。

② 書類提出時期

- ・原則として、費用を負担した翌月 10 日までに必要書類を提出してください。
- ・県では会計年度をまたがった支払いは行えません。ただし、県の出納整理期間（5 月末日までの期間）は前年度分の支払いが可能ですので、3 月末日までに負担した費用については 4 月 10 日までに必ず請求書を提出してください。これを超えると支払うことができなくなります。

③ 書類提出先

- ・児童の管轄の児童相談所に提出してください。

（３）措置費の支払方法

- ・原則として費用負担の対象となった月の翌々月 15 日（当該日が土日祝日の場合はその直後の平日）に、口座振込で支払います。
 - 例）6 月分→8 月 15 日に支払います。
 - ※ 授業料や塾費用などで年間払い、半期分払い等がある場合には、当該期間を考慮した分割払いとなることがあります。
 - ※ 請求内訳と支払い明細が明確に突合できない場合は、確認に時間を要するため支給が遅くなる場合があることにご留意ください。

(4) 措置費の支給額

- ・里親措置費額については、巻末資料のとおりです。

(5) 課税上の取り扱いについて

- ・措置費については、雑所得となりますが、委託児童の養育に要した費用や里親としての活動費等の必要経費を差し引き、残額が生じない場合、確定申告の必要はありません。
- ・税務署から照会があった場合は、里親委託に係る金銭の収支状況を説明する必要がありますので、収支状況の記録や書類を整理しておく必要があります。

(6) 各措置費の内容・添付書類

① 受託支度費	実費(上限あり)
【対象】 新たに里親委託した児童 【経費の使途】 里親が児童を受託する際の支度費 【提出書類】 受託支度費請求内訳書（様式第34号）及び領収書等 【備考】 ・おもちゃや消耗品、食品等は対象外とします。 ・支度費の対象期間は、委託日又は委託に向けた手続き（マッチング等を含む）を開始した日から委託後1か月までの期間です。 ・請求は受託月または翌月までに行ってください。	
② 里親手当	定額
【対象】 里親委託児童 ※ 親族里親及び養子縁組里親は対象となりません。 【経費の使途】 委託児童に係る諸経費(委託手当) 【提出書類】 不要 【備考】 ・委託している月に支給します。 ・専門里親として受託した場合は、専門里親手当額が適用されます。	
③ 一般生活費	定額
【対象】 里親委託児童 【経費の使途】 委託児童の食費や日常生活に必要な経常的諸経費 【提出書類】 不要 【備考】 ・委託している月に支給します。 ・各月初日以外の日に委託開始、解除または停止、停止解除等の措置があった場合は日割りによる支給となります。 ・乳児とその他の児童で支給額が異なります。 ・乳児とは一歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなします。	

④ 幼稚園費	実費
【対象】 幼稚園に就園している児童及び子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童 【経費の使途】 児童の幼稚園等の就園に必要な経費 【添付書類】（①又は②を添付してください。） ①幼稚園費証明書（様式第20号－1） ②幼稚園費請求内訳書（様式第21号－1）及び領収書等 【備考】 ・幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服代、給食費等が対象となります。（寄付金は対象になりません。） ・各自治体で幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支給がある場合には、その額を控除した額となります。 ・就学前の3～5歳児で幼稚園及び認定こども園に通園する児童が対象となります。 ・子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定は、幼稚園などの施設を通じて市町村に申請をします。	

⑤ 教育費（ア）その児童の義務教育に必要な学用品費等	定額
【対象】 小学校、中学校及び特別支援学校の高等部に在学している児童 【経費の使途】 児童の義務教育等に必要な学用品費、習い事の経費、学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用 【添付書類】 在学証明書（様式第7号） ※ 在学証明書は4月に1度提出いただければ、内容に変更がない限りその年度で以後の提出は不要です。 【備考】 ・在学している月に支給します。 ・学年が変わった場合、転校した場合には在学証明書の再提出が必要です。 ・筆記用具、文房具、通学用品、遠足などの実験学習見学費、学校納付金、学校の保険加入等が対象です。 ・「習い事」については、ピアノや絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話など、児童の成長や能力の向上に役立つものについて幅広く対象となります。また、小学生が学習塾に通う場合も、「習い事」に含めて考えることができますが、これらの経費は全て月額支弁額の範疇となります。	

⑤ 教育費 (イ) 教材費

実費

【対象】

小学校、中学校及び特別支援学校の高等部に在学している児童

【経費の使途】

- ・教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な費用
- ・当該学級の全児童が必ず準備しなければならない用具類に必要な費用
- ・小学校で特別活動(クラブ活動に限る)に参加している児童については、当該クラブの全児童が購入することとなっている用具類に必要な費用

【添付書類】

教科書等指定証明書(様式第9号)

【備考】

- ・各教科の副読本・ドリル・ワークブック・問題集・資料集・辞書等の学校指定の副教材が対象です。
- ・各教科で使用する学校指定の道具類及びその付属品も対象です。
 例) 算数・数学 … 三角定規・コンパス・そろばん
 家庭科 … 裁縫セット・調理実習用の食材
 体育・音楽 … 水着・水泳帽、鍵盤ハーモニカ・リコーダー
 図画工作・美術 … 絵具セット・粘土・彫刻刀
 書写・書道 … 習字セット・半紙

実費支弁されない費用

- 「⑩入進学支度金」、「⑤教育費 (カ) 特別支援学校高等部入学に必要な学用品費時加算」に含まれるもの
 - ・制服(Yシャツ・リボン・校章・帽子・ベルト・ボタン等の付属品を含む)
 - ・上履き(上履き袋等の付属品を含む)
 - ・体操服、ジャージ(体操服袋・赤白帽・ゴム・ひも等の付属品を含む)
 - ・その他、ランドセル、名札、生徒手帳等の入進学時に購入することが想定されるもの
- 「⑤教育費 (ア) その児童の義務教育に必要な学用品費等」に含まれるもの
 - ・鉛筆、消しゴム、罫線や枠だけのノート、筆入れ、定規、赤青鉛筆、シャーペン(替え芯を含)、サインペン、ボールペン、下敷き、修正液(テープ)、レポート用紙、ルーズリーフ、蛍光ペン、携帯用鉛筆削り、原稿用紙・方眼用紙等の筆記用具類
 (ただし、ノートの場合、「漢字練習用ノート」のような名称でも漢字練習用になぞるための薄い文字があるページが主である特殊なものは対象)
 - ・はさみ、のり、セロテープ、ホチキス(針を含む)、ファイル、輪ゴム、クリップ、ゴム印(児童氏名等)、クリアファイル等の文房具類
 (ただし、授業で使用する学校指定の木工用接着剤等の特殊なものは対象)
 - ・鞆・手提げ袋、傘、防犯ブザー等の通学用品
 - ・遠足、校外学習・実習等の費用(記念写真代、集合前・解散後の交通費等を含む)
 - ・クラブ活動(必修のもの。部活動は必修でない)の費用
 (ただし、当該クラブの全児童が購入することになっている用具類の場合は対象)
 - ・自由研究や読書感想文等の長期休業中の課題用の費用
 (ただし、書き初めのように、学年全体で完全に同一(数種類の中からの選択は可)の課題を行うような場合の費用は対象。なお、自由研究は研究テーマを自由に設定でき、読書感想文は読書する本は多くの中から選べるので対象外)
 - ・連絡帳・自由帳、PTA会費、保険・共済費、卒業アルバム製作費、歯ブラシ、給食用エプロン・箸(給食袋・箸入れ等の付属品を含む)、清掃用の雑巾、防災頭巾、合唱会・運動会等の行事の費用等の各教科以外のために使用する費用
- 「⑤教育費 (ウ) 通学のための交通費」、「⑤教育費 (エ) 部活動費」、「⑦学校給食費」、「⑧見学旅行費」、「⑨夏季等特別行事費」に含まれるもの

⑤ 教育費 (ウ) 通学のための交通費	実費
---------------------	----

【対象】

小学校、中学校及び特別支援学校の高等部に在学している児童

【経費の使途】

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券代(定期乗車券の無い場合にあっては、これに準じるもの)、自転車の購入費など

【添付書類】

在学証明書(様式第7号)、通学費請求内訳書(様式8号)及び定期券の写し(氏名、区間、金額等がわかるもの)と領収書等支払いのわかるもの

【備考】

- ・通学手段として学校が認定している場合の通学用の自転車、ヘルメット、自転車保険などの費用、自転車修理代は対象となります。
- ・定期券を購入する際のデポジット代及び座席指定等の料金は除きます。
- ・定期乗車券の請求は、定期期限の最終月に請求してください。
例) 4月に6か月定期乗車券(4月～9月分)を購入した場合、9月分措置費として請求してください。
- ・交通系カード等利用時の請求においてカードの利用履歴を添付する場合には、当該交通費以外の部分は線引きする(線で消す)等により対象交通費との区別を明確にしてください。

⑤ 教育費 (エ) 部活動費	実費
----------------	----

【対象】

小学校、中学校及び特別支援学校の高等部に在学している児童

【経費の使途】

学校の部活動に必要な道具代、遠征費等

【添付書類】 (①又は②を添付してください。)

- ①部活動費証明書(様式第20号-2)
- ②部活動費請求内訳書(様式第21号-2)及び領収書、部活動で使用する事がわかる学校の文書等
- ③遠征費については、学校からの案内(遠征日時や内容が記載されているもの)、クラブ等で費用を取りまとめる場合は、部活動顧問又は学校の領収書等を添付してください。

【備考】

- ・部活動で使用する揃いのユニフォーム・ジャージ、道具、遠征費等が対象です。
- ・学校活動以外のスポーツクラブ等に要する費用は対象外です。

⑤ 教育費 (オ) 学習塾費	実費
----------------	----

【対象】

中学生のうち学習塾に通っている児童

【経費の使途】

学習塾の授業料(月謝)、講習会費等

【添付書類】 (①又は②を添付してください。)

①学習塾費証明書(様式第20号-3)

②学習塾費請求内訳書(様式第21号-3)及び領収書等

【備考】

- ・入会金、授業料(月謝)、講習会費、教材費、模擬テスト代、交通費、通信教育により支出した経費等が対象です。
- ・年会費の請求は、3月分措置費として請求してください。
- ・家庭教師への月謝及び教材費、ピアノ、そろばん、習字、スイミングスクール等いわゆるお稽古ごとに支出した経費は対象外です。
- ・タブレット等を用いたオンライン通信型の塾に係る費用も対象となります。

⑤ 教育費 (カ) 特別支援学校高等部入学に必要な学用品費	定額
-------------------------------	----

【対象】

特別支援学校高等部第1学年入学児童

【経費の使途】

入学に必要な学用品等

【添付書類】

在学証明書(様式第7号)

【備考】

入学した月(4月)のみ支給します。

⑤ 教育費 (キ) 資格取得等特別加算費	定額
----------------------	----

【対象】

特別支援学校高等部に在学している児童

【経費の使途】

就職もしくは進学に役立つ資格取得又は講習等受講のための経費

【添付書類】

資格取得等特別加算費申請書(様式第22号)及び領収書・資格取得がわかる書類の写し

⑥ 学習指導費	定額
【対象】 小学校、中学校に在学している児童 【経費の使途】 副教材等による児童の学習指導及びスポーツ活動に係る経費 【提出書類】 不要 【備考】 在学している月に支給します。	
⑦ 学校給食費	実費
【対象】 学校給食を実施している小学校、中学校及び特別支援学校の高等部に在学している児童 【経費の使途】 児童の学校給食費 【添付書類】（①又は②を添付してください。） ①学校給食費証明書（様式第10号－1） ②学校給食費請求内訳書（様式第10号－2）及び引落としのわかる通帳の写し等	
⑧ 見学旅行費	定額
【対象】 小学校第6学年、中学校第3学年、高等学校第3学年（特別支援学校高等部含む）に在学中の児童 【経費の使途】 児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等 【添付書類】 見学旅行証明書（様式第11号）及び見学旅行に係る学校納付額が分かる資料 【備考】 ・別学年で実施される場合も対象となりますが、児童一人につき在学中1回限りの支給となります。 ・遠足代（教育費）、林間・臨海学校（夏季等特別行事費）は対象外です。 ・小学校、中学校、高等学校（特別支援学校高等部含む）で支給額が異なります。	

⑨ 夏季等特別行事費	定額
------------	----

【対象】

小学校、中学校に在学している児童

【経費の使途】

学校又は教育委員会が、当該学年児童生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の宿泊を伴う行事に参加するために必要な経費

【添付書類】

夏季等特別行事費証明書（様式第13号）

【備考】

- ・回数制限はありません。
- ・遠足代（教育費）、校外学習費、修学旅行代（見学旅行費）は対象外です。

⑩ 入進学支度金	定額
----------	----

【対象】

小学校第1学年入学児童、中学校第1学年入学児童

【経費の使途】

新入学に際し必要な学用品等の購入費

学校指定の制服・Yシャツ・ブラウス、ジャージ、上履き等、入進学時に購入することが想定されるもの。

【添付書類】

在学証明書（様式第7号）

【備考】

- ・「4月分の措置費として支弁する。」と定められていますが、在学証明書が未提出の場合には支弁できませんのでご注意ください。
- ・ただし、年度途中の委託に伴う転校、児童の再入学（編入学）に際して、新たに制服等を用意する必要がある場合等は、その費用についても対象となります。
- ・小学校、中学校で支給額が異なります。

⑪ 特別育成費（ア）（a）授業料等	実費（上限あり）
-------------------	----------

【対象】

学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（但し、入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（ただし、高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、習い事に係る費用及び学習に用いるスマートフォン等の購入・利用にかかる費用

【添付書類】

在学証明書（様式第7号）と①又は②又は③を提出してください。

①特別育成費（授業料・部活動費・学校納付金等）証明書（様式第29号－1）

② 特別育成費（授業料・部活動費・学校納付金等）請求内訳書（様式第29号ー

2）及び領収書等

③オンライン授業実施証明書（様式第32号）

【備考】

- ・児童が在学している高等学校等においてオンライン学習を実施していて、当該オンライン学習に対応するためのパソコンを購入した場合は、②に加えて、③オンライン授業実施証明書（様式第32号）を提出してください。
- ・個人的に購入した参考書代等は対象外となります。
- ・国・公立高等学校と私立高等学校で単価が異なります。
- ・本件授業料については、規定上は月額で上限が定められていますが、12か月分を年額の上限として取り扱うことも可能です。
- ・また、高等学校第1学年においては、これに加えて下記特別育成費（ア）（b）入学時特別加算費及び県単の入進学助成費をまとめて年額の上限として取り扱うことも可能です。

⑪ 特別育成費（ア）（b）入学時特別加算費	実費（上限あり）
-----------------------	----------

【対象】

学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（ただし、入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（但し、高等課程に限る）及び各種学校の第1学年入学児童

【経費の使途】

- ・高等学校入学に際し必要な学用品費
- ・学校指定の制服・体操服・水着類、靴・上履き、名札、生徒手帳代等

【添付書類】

在学証明書（様式第7号）、入進学支度金内訳書（様式第31号）及び領収書等

【備考】

高等学校第1学年については、県単の入進学助成費もあります。

⑪ 特別育成費（イ）通学のための交通費	実費
---------------------	----

【対象】

学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（ただし、入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（ただし、高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

学校の認めた通学手段において、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券代（定期乗車券の無い場合にあっては、これに準じるもの）、自転車の購入費など

【添付書類】

在学証明書（様式第7号）、通学費請求内訳書（様式8号）及び定期券の写し（※氏名、区間、金額がわかるもの）及び領収書等支払いのわかるもの

【備考】

- ・通学手段として学校が認定している場合の通学用の自転車、ヘルメット、自転車保険、自転車修理代も対象となります。
- ・定期券を購入する際のデポジット代及び座席指定等の料金は除きます。
- ・定期乗車券の請求は、定期期限の最終月に請求してください。
（例）4月に6か月定期乗車券（4月～9月分）を購入した場合、9月分措置費として請求してください。
- ・交通系カード等利用時の請求においてカードの利用履歴を添付する場合には、当該交通費以外の部分は線引きする（線で消す）等により対象交通費との区別を明確にしてください。

⑪ 特別育成費（ウ）資格取得等特別加算費	実費（上限あり）
-----------------------------	-----------------

【対象】

学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（ただし、入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（ただし、高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童、また、義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（すでに就職しているものは除く）

【経費の使途】

就職もしくは進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費

【添付書類】

資格取得等特別加算費申請書（様式第22号）及び領収書等

【備考】

- ・自立支援や就職支援を目的とするものであれば、複数回受講した講習会の費用を上限額の範囲内で合算して支給することが可能です。
- ・在学中に1回限りの支給となります。

⑪ 特別育成費（エ）補習費（学習塾費）	実費（上限あり）
----------------------------	-----------------

【対象】

学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（ただし、入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（ただし、高等課程に限る）及び各種学校に在籍している児童

【経費の使途】

学習塾等を利用した場合にかかる経費

【添付書類】（①又は②を提出してください。）

- ①学習塾費証明書（様式第20号－3）
- ②学習塾費請求内訳書（様式第21号－3）及び領収書等

【備考】

- ・通信教育型の学習塾に必要な経費も対象となります。
- ・年会費の請求の際は、年度末（３月）に請求してください。
- ・高等学校第３学年は支給額に上乗せがあります。

⑪ 特別育成費（カ）大学等受験に係る経費

実費(上限あり)

【対象】

学校教育法による高等学校(定時制及び通信制の課程を含む)のほか、大学受験資格を得られる学校に在籍している児童及び高等学校卒業程度認定試験に合格した児童

【経費の使途】

大学等を受験する際にかかる経費(受験料、受験会場までの交通費、宿泊費等の受験に係る費用)

【添付書類】

特別育成費（大学受験時経費）請求内訳書（様式第３０号）及び領収書等

【備考】

- ・４年制大学その他、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)への受験料、交通費等が対象となります。
- ・模擬試験やオープンキャンパス等の大学受験等準備のための経費は対象外です。

⑫ 期末一時扶助費

定額

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

児童の年末における被服等の購入費

【提出書類】

不要

【備考】

１２月初日に委託している児童が対象で、１２月のみの支給となります。

⑬ 就職支度費

定額

【対象】

就職に伴い措置が解除される児童

【経費の使途】

- (１) 就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費
- (２) 就職に際し必要な住居費、生活費等

【添付書類】

採用通知書(写)又は就職内定通知書(写)

(特別加算の対象となる場合) 就職支度費特別基準申請書(様式第２３号)

【備考】

- ・児童が就職するために措置が解除される場合のうち、保護者のいない児童及びこれに準ずる児童については特別基準加算が支給されます。
- ・該当児童がいる場合は事前に児童相談所にご相談ください。
- ・措置解除される月に支給します。
- ・（１）と（２）で支給額は異なります。
- ・日中に就業し、かつ夜間大学へ就学するため措置が解除となる児童については、就職支度費と大学進学等自立生活支度費の併給が可能です。ただし、特別基準は併給されません。

⑭ 大学進学等自立生活支度費

定額

【対象】

大学等への進学に伴い措置が解除される児童

【経費の使途】

- （１）進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費
- （２）進学に際し必要な住居費、生活費等

【添付書類】

合格証明書等(写)

(特別加算の対象となる場合) 大学進学等自立生活支度費特別基準申請書(様式第24号)

【備考】

- ・児童が大学等に進学するために措置が解除される場合のうち、保護者のいない児童及びこれに準ずる児童には特別加算が支給されます。
- ・該当児童がいる場合は事前に児童相談所にご相談ください。
- ・措置解除される月に支給します。（１）と（２）で支給額は異なります。
- ・日中に就業し、かつ夜間大学へ就学するため措置が解除となる児童については、就職支度費と大学進学等自立生活支度費の併給が可能です。ただし、特別基準は併給されません。

⑮ 職業補導費

実費・定額

【対象】

義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの

【経費の使途】

- （１）その児童の交通費
最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合の普通旅客運賃の定期乗車券代(定期乗車券の無い場合にあっては、これに準じるもの)
- （２）その児童に係る教科書代等
月額単価にて支弁

【添付書類】

在学証明書(様式第7号)、通学費請求内訳書(様式8号)及び定期乗車券の写し(※氏名、区間、金額等がわかるもの)と領収書等支払いのわかるもの

⑩ 冷暖房費	定額
【対象】 里親委託児童 【経費の使途】 児童の冷暖房に必要な経費 【提出書類】 なし 【備考】 ・月の初日時点で委託している場合のみ対象となります。 ・委託している月に支給します。	
⑪ 里親委託児童通院費	定額
【対象】 障害や重篤な虐待による心理的ケアにより定期的な通院が必要であり、通院に際して通院費用が発生する児童 【経費の使途】 通院にかかる交通費 【添付書類】 里親委託児童通院費認定申請書（様式第25号） 【備考】 ・該当児童がいる場合は事前に児童相談所へご相談ください。 ・専門里親とそれ以外の里親で支給額が異なります。	
⑫ 防災対策費	実費(上限あり)
【対象】 里親委託児童 【経費の使途】 防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入にかかる費用 【添付書類】 防災対策費請求内訳書（様式第33号）及び領収書等 【備考】 ・原則として、3月分措置費として支給しますので、年度末に当該年度分の費用をまとめて請求してください。年度途中で措置児童の委託が解除された場合は、解除された月に請求してください。 ・非常用持出袋の購入、火災報知器の設置等が対象です。領収書等で防災用具か判別がつかない場合、購入品の写真等の添付を求める場合があります。	

2 医療費等

(1) 医療費、予防接種費の概要

- ・ 医療費とは、措置費のうち「その児童の医療に必要な経費」で、原則として保険適用の医療行為を対象としています。
- ・ 保険適用外の費用のうち、例外として（４）②～④については認めています。
- ・ 学校管理下でのケガについては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度を利用してください。
- ・ 予防接種費とは、「その児童の予防接種に必要な経費」です。対象となる予防接種は決まっていますので、（４）③、⑤を御参照ください。
- ・ 問い合わせ先は、児童の管轄の児童相談所です。

(2) 医療費、予防接種費の請求方法

①必要書類の提出

- ・ 各費目の請求様式は、巻末に掲載しています。該当ページをプリントして使用してください。また、請求書の他に、添付書類や証明が必要なものがあります。なお、添付書類等に不足がありますと支払うことができませんのでご注意ください。

②書類提出時期

- ・ 医療給付を受けた場合、直ちに必要書類を提出してください。

③書類提出先

- ・ 児童の管轄の児童相談所

(3) 医療費、予防接種費の支払方法

請求の都度、随時口座振込で支払います。

(4) 医療費等の内容・提出書類

① 医療費 (ア) (健康保険適用外の診療行為を除く)	実費
【対象】 里親委託児童 【経費の使途】 児童の医療に必要な経費 【提出書類】 不要 【備考】 医療機関の窓口で受診券（児童相談所より交付されます）及びマイナ保険証又は資格確認書（児童が保険に加入している場合）を提示してください。 里親の窓口での費用負担はありません。	
② 医療費 (イ) 眼鏡等補装具の購入	実費
【対象】 里親委託児童 【経費の使途】 医師その他の専門機関において、その児童がそれらを使用しなければ、現在あるいは将来において児童の福祉に著しい支障があると認められる場合の眼鏡等補装具の購入に係る経費 【添付書類】 (1) 眼鏡の場合 様式第2号請求書(眼鏡代)、眼鏡内訳書(様式第16号)、領収書等、医師が発行する処方せん又は診断書又は視力矯正の度数の記載のあるもの (2) その他の補装具（歯の矯正等） 様式第2号請求書(医療費)、医療費請求内訳書（様式第15号）、領収書等、医師が発行する診断書等(治療目的の矯正と分かるもの) 【備考】 ・コンタクトレンズについても対象となります。 ・眼鏡の損壊により同じものを再度購入する場合は、処方せん等は不要です。	
③ 医療費 (ウ) 予防接種	実費
【対象】 里親委託児童 【経費の使途】 インフルエンザ、おたふく風邪の予防接種に係る費用 【添付書類】 様式第2号請求書(医療費)、医療費請求内訳書（様式第15号）、領収書等（予防接種の内容が記載されているもの） 【備考】 ⑤予防接種費とは対象の予防接種が違います。	

④ 医療費 (エ) 文書料	実費
---------------	----

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

委託している児童が感染症に罹患し、所属する学校または保育園、幼稚園等を出席停止になったケースで、感染症が完治し再度登校する際に学校等から医師の発行する治癒証明書等の提出を求められた場合、当該証明書の発行に要する手数料。

【添付書類】

様式第2号請求書(医療費)、医療費請求内訳書(様式第15号)、領収書等、治癒証明書の写し

【備考】

- ・支弁の対象となるのは「学校等に提出しなければならない」などの必要性のある場合に限ります。
- ・任意で証明書を発行している場合は支弁の対象外となります。
- ・診断書や紹介状等は対象外となります。

⑤ 予防接種費	実費
---------	----

【対象】

里親委託児童

【経費の使途】

予防接種に係る費用

【添付書類】

様式第2号請求書(予防接種)、予防接種費請求内訳書(様式第17号)
領収書等(予防接種の内容が記載されているもの)

【備考】

- ・対象となる予防接種
A類疾病
(Hib、肺炎球菌、B型肝炎、DPT-IPV I期、BCG、日本脳炎
麻疹・風疹混合、水痘、DT II期、HPV)
ロタウイルス、破傷風トキソイド

卷末資料

○里親措置費一覧表

○【措置費様式】

様式第2号	請求書
様式第7号	在学証明書
様式第8号	通学費請求内訳書
様式第9号	教科書等指定証明書
様式第10号-1	学校給食費証明書
様式第10号-2	学校給食費請求内訳書
様式第11号	見学旅行証明書
様式第13号	夏季等特別行事費証明書
様式第20号-1	幼稚園費証明書
様式第20号-2	部活動費証明書
様式第20号-3	学習塾費証明書
様式第21号-1	幼稚園費請求内訳書
様式第21号-2	部活動費請求内訳書
様式第21号-3	学習塾費請求内訳書
様式第22号	資格取得等特別加算費申請書
様式第23号	就職支度費特別基準申請書
様式第24号	大学進学等自立生活支度費特別基準申請書
様式第25号	里親委託児童通院費認定申請書
様式第26号	補習費特別保護単価申請書
様式第29号-1	特別育成費（授業料・部活動費・学校納付金等）証明書
様式第29号-2	特別育成費（授業料・部活動費・学校納付金等）請求内訳書
様式第30号	特別育成費（大学受験時経費）請求内訳書
様式第31号	入進学支度金内訳書
様式第32号	オンライン授業実施証明書
様式第33号	防災対策費請求内訳書
様式第34号	受託支度費請求内訳書

○【医療費様式】

様式第2号	請求書（医療費）・（眼鏡代）・（予防接種費）
様式第15号	医療費請求内訳書
様式第16号	眼鏡内訳書
様式第17号	予防接種費請求内訳書